

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成二年郵政省告示第二百四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を次のように定め、平成二年五月一日から施行する。</p> <p>一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによるテレビジョン放送のうちデジタル放送を行うもので空中線電力〇・〇五ワット以下のものに限る。）</p> <p>2 地上一般放送局（エリア放送を行うもので占有周波数帯幅が五・七MHzのものにあつては空中線電力〇・一三ワット以下のもの、占有周波数帯幅が四六八kHzのものにあつては空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）</p> <p>3 基地局（設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）</p> <p>4 無線標定陸上局（警察庁所属のもの以外のもので空中線電力〇・一ワット以下のものに限る。）</p> <p>5 無線標定移動局（警察庁所属のもの以外のもので空中線電力〇・一ワット以下のものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>1（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>4（同上）</p> <p>二・三（同上）</p>